

2023.5.26

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

最近のトピックスをお伝えいたします。

◆虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが策定される◆

5月12日に、こども家庭庁から通知「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」が発出されました。

「こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること」「保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと」の2点を基本的な考え方として今後の対策を進めていくこととしております。

具体的には、

(1) 今後のガイドラインの策定

国において手引の内容を整理し、

・「不適切な保育」の考え方の明確化

・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や各都道府県・市町村にそれぞれ求められる事項等について、ガイドラインとして改めて整理

(2) 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

(3) 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育所等において虐待等が起きる背景として、保育現場に余裕がないといったことも指摘されていることから、

・保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項

・日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援の取組を拡げていく観点から、巡回支援事業の更なる活用等

・自己評価だけでなく、第三者評価の活用も含めた保育内容の評価の取組を通じて、保育の

質の向上に向けて、様々な立場の人が保育内容等やそれにつながる取組に関与・参画する機会を互いに関連付けながら展開し、保育所等における取組全体の充実を図っていくことが重要

などが示されています。

なお、ガイドラインについては、現場で運用していく中で工夫すべき点など、さまざまな意見が出てくることを想定しており、これらの意見なども踏まえ、改訂には柔軟に対応していくこととされております。

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/2f134012/20230512_policies_hoiku_1.pdf

(別紙1) 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf

虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/f4b7a58e/20230512_policies_hoiku_7.pdf

<事務局より>

事務局の柳です。第三者評価等を通じて、各園の取組を見ることがありますが、すでに各園ではチェックリストを用いて各職員の振り返りを行っていることも多くありました。ただ、一部で、「人が足りない」「忙しい」などの理由から、各職員で振り返りをして問題がわかっていたとしても、それが改善されない（できない）というケースも見受けられます。また今までの慣例や教育・しつけの一環として行われていたことが、見直されずにそのままになっていることもあるでしょう。こういった場合、虐待や不適切な保育の発生リスクが高く、今の現場での保育・教育の考え方や援助のあり方などをアップデートしないと、根本的な解決に至らない可能性もあります。

禁止するだけでなく、どうしたらできるかを現場レベルで落とし込み、改善につなげるかを園内で検討していくことも一つの解決方法かと思料いたします。

◆第1回「幼児期までのこどもの育ち部会」が開かれる◆

5月16日、第1回目の「幼児期までのこどもの育ち部会」が開かれました。

こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第6条第1項に基づき、こども家庭審議会に設置された部会であり、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に関する調査審議」「保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議」「その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等（こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む）」を所掌事務としております。

今回の会議では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」について、各委員から提案などがなされています。また、指針の名称については、座長の秋田委員から、『こどものはじめの100か月の育ちを支えるための基本的な指針』など『こどもの育ち』そのものに着目したものとしてはどうか。こどもと日常的には関わる機会がない人も含む『すべての人』と共有可能な端的でわかりやすい副題も必要で、例えば『100か月のスタートビジョン』など、副題についても併せて検討してはどうか」といった意見があり、多くの委員から賛意が示されていたことから、これに近い名称になってくるものと想像されます。

議事録はまだ公開されておませんが、会議の様子をYouTubeで閲覧できるようになっております。資料にはない各委員の意見等も聴くことができますので、興味のある方はご視聴くださいませ。

幼児期までのこどもの育ち部会（第1回）

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_sodachi/54ab2504/

◆こども未来戦略会議（第4回）が開かれる◆

5月22日、第4回目となる「こども未来戦略会議」が開かれ、今後3年間を集中取組期間として実施される加速化プランを支えるための財源のあり方について議論がなされました。すでに報道等でさまざまな情報が出ておりますが、具体的な資料、議論の内容や経過などは以下のURLよりご参照ください。

こども未来戦略会議（第4回）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/dai4/gijisidai.html

(お知らせ)

以前のメールニュースにて、皆様にご案内いたしましたが、この度、こども家庭庁の設置と6月中の「骨太の方針」の発出予定を受け、同庁をはじめ、関係方面に対し要望や提言を行いました。今後の最新の制度やその変化などを捉えつつ、皆様への情報提供を行ってまいります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

◆私立学校法の改正が決定、令和7年4月1日から施行へ◆

「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、5月8日に公布されました。理事会の執行と評議員会の諮問・監視などを盛り込み、相互けん制と建設的な協働を強化するものとなっています。

多数の変更事項がありますが、いくつかポイントを絞って紹介します。

「大臣所管学校法人等」と「その他の学校法人」の区分

要件① 事業活動収入10億円または負債20億円以上

要件② 3以上の都道府県において学校教育活動を行っていること

幼稚園等を主とする「知事所轄学校法人」であっても、両方の要件を満たす場合であれば、改正私立学校法に定める「大臣所管学校法人等」のガバナンスが求められます。

→多くの法人が「その他の学校法人」となるため、以降、その内容に沿います。

「その他の学校法人」のポイントや変更点

理事の選任 理事選任機関を寄附行為で定める。

選任機関が評議員会以外の場合は評議員会の意見聴取が必須。

理事・理事長 理事の基本的資格を明示。

理事と評議員の兼職を禁止。

理事長は理事会が選定・解職。

評議員 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。評議員は理事定数を超える数を下限とする。

監事 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。

役員任期 「寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時まで」と変更。

会計監査人の設置・内部統制システム・事業に関する中期的な計画 任意

理事の理事会への職務報告 年2回以上

評議員による評議員会の招集請求、議案提出等 1/3以上の評議員により可能

計算書類、財産目録等の閲覧	評議員、債権者、在学生その他利害関係人のみ可能
解散・合併・重要な寄附行為変更	理事会の決議が必要
情報の公表	努力義務
評議員構成に関する経過措置	令和9年度の最初の定時評議員会の終結の時まで

役員等の任期について、「改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期に関する留意点」として、改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど、改正法施行時期と近接している場合には、

・令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。

・後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わる）。

といった課題がありますが、これについては、

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月〇日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。

と示されております。

このほか、理事等の任期について、「時期をずらして選任していた場合の選任方法の工夫」（41ページ）についても示されておりますので、資料をご参照ください。

会計関係では、附属明細書と会計監査報告については、評議員、債権者だけでなく、在学生その他の利害関係人からも請求があれば、閲覧に供する必要があります。

在学生その他の利害関係人は、「財産目録」「役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿（住所は伏せてよい）」「役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類」についても閲覧を請求できることとなっています。

社会福祉法人や一般法人等と比べて情報開示の対象者や内容、方法等が限定的ではあるものの、情報公開の充実が図られることとなりました。義務化される内容にただ対応するだけでなく、例えば保護者が自由に閲覧できるような場所に備え置くなど、組織や事業運営の透明性を高めるための取組等も検討の余地があるかと存じます。

